

赤穂市不足額給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和7年7月17日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第50号

赤穂市不足額給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）に基づく物価高に対する支援として実施する赤穂市不足額給付金支給事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(不足額給付金の支給)

第2条 市長は、この要綱の定めるところにより、赤穂市不足額給付金（以下「不足額給付金」という。）を支給する。

(支給対象者)

第3条 不足額給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、令和7年1月1日時点で、本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に規定する道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 赤穂市調整給付金支給事業実施要綱（令和6年赤穂市訓令甲第53号）第3条第1項の規定による給付金（以下「調整給付金」という。）の額（調整給付金を辞退等した者にあつ

ては調整給付金を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金の給付対象外の者にあつては零とする。)

- (2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者
 - (3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者
- 2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。
- 3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。
- 4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号のいずれかに該当する者を除く。
- (1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者
 - (2) 調整給付金の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
 - (3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零とする。

- 2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付金の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。
- 3 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、不足額給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。
- 4 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原

則として、不足額給付金の金額に反映しないものとする。

(通知による支給方法)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する者であって、市備付けの帳簿等により振込先口座が確認できるものに対し、不足額給付金の支給について、不足額給付金支給通知書（様式第1号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた支給対象者は、不足額給付金の受給の辞退又は振込先口座の変更をする場合は、市長が別に定める日までに当該通知書に必要事項を記入の上、市長に申し出なければならない。

3 市長は、第1項の通知をしたとき又は前項に規定する変更の申し出を受けたときは、速やかに不足額給付金を支給する。

(確認書の提出による申請方法)

第6条 市長は、第3条第1項に規定する者であって、市備付けの帳簿等により振込先口座が確認できないものに対し、不足額給付金の支給について、不足額給付金支給確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）を送付するものとする。

2 前項の確認書の送付を受けた支給対象者は、不足額給付金の受給を希望する場合は、当該確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上、市長に提出しなければならない。

(申請書の提出による申請方法)

第7条 次の各号に掲げる者が不足額給付金の受給を希望する場合は、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）であって、本市から調整給付金を受給していないもの 不足額給付金申請書（転入者用）（様式第3号）

(2) 第3条第1項第2号又は第3号に規定する者 不足額給付金申請書（専従者又は所得48万円超の者用）（様式第4号）

(確認書等の提出期限)

第8条 第6条の確認書及び前条各号に規定する申請書（以下「確認書等」という。）の提出期限は、令和7年10月31日とする。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第6条第2項及び第7条に規定する確認書等を受理したときには、速やかに内容を確認し、支給を決定した場合は、当該確認書等の提出者（以下「申請者」という。）に不足額給付金支給決定通知書（様式第5号）により通知するとともに、不足額給付金を支給する。

なお、審査の結果、支給の対象とならないことを決定した場合は、申請者に不足額給付金却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(市民への周知)

第10条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民へ周知する。

(提出がない場合等の取扱い)

第11条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条の提出期限までに、確認書等の提出がなかったときは、当該支給対象者が不足額給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市長は、第9条の規定による支給の決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により不足額給付金を受給したときは、当該給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により不足額給付金の支給の決定を取り消した場合において、当該申請者が既に当該給付金を受給しているときは、当該給付金の支給の決定の取消しに係る部分について返還させるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 不足額給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月18日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

お問い合わせ番号

発行日

様

赤穂市長

印

不足額給付金^(※) 支給通知書

※不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の支給口座から変更の必要がない場合は、返送不要です。

支給口座を変更される場合は、裏面の口座記入欄に記載の上、令和 年 月 日までに返送してください。

支給方法
支給日
支給口座
支給額

1 不足額給付金の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分所得税 控除不足額（①）	令和6年度分住民税所得割 控除不足額（②）	控除不足額計（③） （①＋②）
	円	円	円
			令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ）
			万円
支給額	令和7年の 所要額（④）	調整給付金 支給額（令和6年）	不足額給付金 支給額
	万円	万円	万円

※各数値について重大な相違がある場合は、相違がある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写しを添えて返送期限までに提出してください。

※本給付金を受給しない場合は、次の□にチェックを入れて令和 年 月 日までに提出してください。

【 ☐ 私は給付金を受給しません。 】

【誓約事項・確認事項】 ※該当する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

☐ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は令和5年所得について未申告の方のみ、該当する場合は□にチェックを入れてください。

☐ 令和6年度に「新たに非課税（又は均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税→課税）がありました。
※不足額給付金の支給対象とならない場合があります。

☐ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----------	---------	--

裏面も必ずご確認ください。

2 給付金の振込先口座の変更等

表面上部に記載している口座と異なる口座への振込を希望する場合は、次の□にチェックを入れて、振込先口座情報を記入してください。

☐ 下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		本・支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めで記入してください。	※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.協協 3.信組 7.信濃連 4.信連	店番号			

ゆうちょ銀行		通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
		(6桁目がある場合は※欄に記入してください。)	※右詰めで記入してください。	※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。		1 ※ 0		

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方は、時特別給付金担当 (0791-43-6982)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

上記の者を代理人と認め、不足額給付金の

確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	本人氏名	署名
--------------------------	--	------	----

提出書類 (※振込先口座を変更する場合又は支給額等に重大な相違がある場合のみ)

- ☐ 『不足額給付金 支給通知書』(本書類)
※ 必要事項を記入してください。
- ☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)
- ☐ 振込先口座(裏面(表面の口座と異なる口座への振込を希望する場合に記入))
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し』
※ 確認者の運転免許証、個人番号カード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。(本人確認書類は必ず添付してください。)
※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類の写しを添付してください。
- ☐ 『給付金の振込先口座が確認できる書類の写し』
※ 「2 給付金の振込先口座の変更等」で□にチェックを入れた場合のみ添付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写しなど、振込先口座の金融機関名・口座番号・口座名義人等を確認できる部分の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『源泉徴収票や確定申告書などの写し』
※ 表面記載の各数値について重大な相違がある場合は、給付額算出に必要な数値が分かる上記書類の写しを添付してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※個人番号カード、運転免許証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)等が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2 給付金の振込先口座の変更等」に記入した口座への振込を希望する場合は、
記入した口座の確認書類を提出してください。

源泉徴収票や確定申告書などの写し

お問い合わせ番号

発行日

様

赤穂市長

印

不足額給付金^(※) 支給確認書

※不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

裏面の口座記入欄に記載の上、令和7年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。

支給方法

支給日

支給額

1 不足額給付金の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分所得税 控除不足額（①）	令和6年度分住民税所得割 控除不足額（②）	控除不足額計（③） （①＋②）
	円	円	円
			令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ） 万円
注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額	令和7年の 所要額（④）	調整給付金 支給額（令和6年）	不足額給付金 支給額
	万円	万円	万円

※各数値について重大な相違がある場合は、相違がある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、関係書類（源泉徴収票、確定申告書など）の写しを添えて返送期限までに提出してください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、次の□にチェックを入れてください。

【 ☐ 私は給付金を受給しません。 】

【誓約事項・確認事項】 ※該当する方のみ

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

☐ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。
※上記は令和5年所得について未申告の方のみ、該当する場合は□にチェックを入れてください。

☐ 令和6年度に「新たに非課税（又は均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税→課税）がありました。
※不足額給付金の支給対象とならない場合があります。

☐ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	---------	--

裏面も必ずご確認ください。

2 振込先口座（原則、受給者本人の口座とします。）

振込先口座情報を記入してください。

下記の口座への振込を希望します。

（通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名		本・支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めで記入してください。	※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.通協 3.信組 7.信濃連 4.信連	店番号			

ゆうちょ銀行		通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
		6桁目がある場合は ※欄に記入してください。	※右詰めで記入してください。	※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。		1 0 ※		

（注）金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方は、時特別給付金担当（0791-43-6982）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

上記の者を代理人と認め、不足額給付金の

確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	本人氏名	署名
--------------------------	--	------	----

提出書類

☐ 『不足額給付金 支給確認書』(本書類)
※ 必要事項を記入してください。

☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面)
☐ 振込先口座(裏面)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し』
※ 確認者の運転免許証、個人番号カード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。(本人確認書類は必ず添付してください。)
※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

☐ 『給付金の振込先口座が確認できる書類の写し』
※ 「2 給付金の振込先口座の変更等」で□にチェックを入れた場合のみ添付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写しなど、振込先口座の金融機関名・口座番号・口座名義人等を確認できる部分の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

☐ 『源泉徴収票や確定申告書などの写し』
※ 表面記載の各数値について重大な相違がある場合は、給付額算出に必要な数値が分かる上記書類の写しを添付してください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※個人番号カード、運転免許証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)等が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2 振込先口座」に記入した口座の確認書類を提出してください。

源泉徴収票や確定申告書などの写し

不足額給付金^(※)申請書

※ 不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

赤穂市長 宛

市
受付印

※本様式は、不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第2号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、本市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に支給決定通知書を送付します。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまを出生された方) など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェックを入れてください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。算定の結果、0円となった場合には不足額給付金は支給されません。

【支給要件】

ア＋イ(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)－ウ>0となる納税義務者

ア 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数^{※1}－令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

イ 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数^{※2}－令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

ウ 調整給付金の額

- ② 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、不足額給付金申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください。

2 振込先口座(原則、1の申請者の口座とします。)

下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		本・支店名	分類	口座番号 (右詰めで記入してください。)	口座名義(カナ) ※「1 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に記入してください。)	通帳番号 (右詰めで記入してください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を 記入してください。	1 0 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方は、臨時特別
給付金担当(電話0791-43-6982)までお問い合わせください。

提出書類

『不足額給付金申請書』(本書類)

※ 必要事項を記入してください。

- 誓約・同意事項(表面)
- 申請者(又は代理人)の氏名など(表面)
- 振込先口座(裏面)
- 署名(裏面)

『調整給付金の支給確認書の写し、支給決定通知書 など』

※ 令和6年に給付された調整給付金の額が分かる資料を用意してください。

↓
受給要件に該当せず調整給付金を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等が分かる
資料を用意してください。

『令和6年度分個人住民税の納税通知書 又は 特別徴収税額通知書 などの写し』

『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し』

※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額や令和6年所得税分控除不足額等が分かる上記書類の写しを用意してください。

『本人(代理人)確認書類の写し』

※ 申請者の個人番号カード、運転免許証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。(本人確認書類は必ず添付してください。)

※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

『振込先口座を確認できる書類の写し』

※ 通帳やキャッシュカードの写しなど、振込先口座の金融機関名・口座番号・口座名義人等を確認できる部分の
写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申請の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※個人番号カード、運転免許証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（いずれか１つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)等が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「２ 振込先口座」に記入した口座の確認書類を提出してください。

源泉徴収票や確定申告書などの写し

専従者又は所得
48万円超の者用

不足額給付金(※) 申請書

※ 不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

赤穂市長 宛

市
受付印

※本様式は、不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第2号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円であり、令和6年分の非課税世帯(若しくは均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、次のいずれかに該当する方
 - ・青色事業専従者 又は 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円(※)**が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には不足額給付金は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

- 以下のいずれかの条件を満たすこと。
- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、調整給付金の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。
 - ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、調整給付金の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

- ② 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
				男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
上記の者を代理人と認め、不足額給付金申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください。

2 振込先口座(原則、1の申請者の口座とします。)

下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		本・支店名	分類	口座番号 (右詰めで記入してください。)	口座名義(カナ) ※「1 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄に記入してください。)	通帳番号 (右詰めで記入してください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を 記入してください。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方は、臨時特別
給付金担当(電話0791-43-6982)までお問い合わせください。

提出書類

『不足額給付金申請書』(本書類)

※ 必要事項を記入してください。

- ☐ 誓約・同意事項(表面)
- ☐ 申請者(又は代理人)の氏名など(表面)
- ☐ 振込先口座(裏面)
- ☐ 署名(裏面)

『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等が分かる上記書類の写しを添付してください。

『事業主の令和6年分所得税確定申告書 又は 青色事業専従者に関する届出書の写し等』

※ 青色事業専従者又は事業専従者の方のみ用意してください。

『令和6年度個人住民税の納税通知書 又は 課税証明書の写し』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等が分かる上記書類の写しを用意してください。

『住民票の写し』

『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し』

これら3つの書類は、令和6年中に本市に転入された方のみ用意してください。

『本人(代理人)確認書類の写し』

※ 申請者の個人番号カード、運転免許証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。(本人確認書類は必ず添付してください。)

※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

『振込先口座を確認できる書類の写し』(「2 振込先口座」で口々にチェックを入れた方のみ)

※ 通帳やキャッシュカードの写しなど、振込先口座の金融機関名・口座番号・口座名義人等を確認できる部分の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申請の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※個人番号カード、運転免許証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)等が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

「2 振込先口座」に記入した口座の確認書類を提出してください。

源泉徴収票や確定申告書などの写し

様

赤穂市長



不足額給付金支給決定通知書

下記のとおり、不足額給付金の支給を決定したので、赤穂市不足額給付金支給事業実施要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 受付日

2 対象者

3 金額

4 振込日

5 振込先

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 年 月 号
日

様

赤穂市長

印

不足額給付金却下通知書

審査の結果、下記のとおり不足額給付金の支給対象とならないことを決定したので、赤穂市不足額給付金支給事業実施要綱第 9 条の規定により通知します。

記

却下理由